



point

頻出ポイントを見極める

過去問を条文ごとに整理した教材「短答これ間」では、条文のどこから過去問が出題されているのかが確認できます。何度も出題されているポイントは、特に意識して重点的に講義していきます。

条文の良く出るポイントを確認

四法を横断で掲載

コーステキストのほとんどは、科目ごとではなく、四法をまとめて掲載しているため、どこが同じで、どこが違うのかを比較しながら、知識を立体的につなげていくことができます。これによって、個別に記憶していた知識が、選択肢の意味を踏まえて正誤を判断できるようになるため、安定した得点力と、処理能力の向上が見込めます。

しつづ知識を横断的に整理!

使える知識への再構築

四法の知識をテーマごとにまとめた「四法パノラマテキスト」では、制度や手続きの流れに沿って、知識を再整理できます。このテキストで関連性を持った理解として定着させていくことで、今ある知識を、問題を解くために使える知識へとリメイクしていきます。

下三法はPCTを中心に

下三法は、効率を第一に考え、いかに楽に点を取るかに注力してテキストを用意しました。条約は特に出題数の多い「特許協力条約(PCT)」だけ科目を切り分けて学習していきます。

短答これ間

平成14年から令和7年までの短答過去問を条文ごとに掲載しています。過去問を論点ごとに配置しているため、条文ごとに繰り返し出題されているポイントが一目瞭然です。

第2章 特許及び特許出願

第29条(特許の要件)
1 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。
一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明
三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明
2 特許出願前にその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

これポン3 公知は人数が少なくても該当する

[2007-特10-イ]特許出願に係る発明イについて、イの内容を加えている場合、当該発明イの内容をば、これらの者が当該発明イについて秘密を保つ義務を負う。
[2020-特10-イ]甲は、自らの発明イについて特許出願Aをしたが、Aの出願の日前に、大学の講義の中でイの内容を詳細に解説していた。当該講義に出席していた受講者は3人であった。この場合、Aは当該講義の講義により特許法第29条第1項各号のいずれかに掲げる発明であることと理由として拒絶されることがある。
○: 極めて少数でも公然に該当
○: 放送は電気通信回線に含まれない(青本)。よって本問は29条第1項に該当する
○: 人を手続する方法違反
○: マイクロフィルムは刊行物

何ども出題されているポイントは『これポン』として掲載し、同じ傾向(論点)の問題をより理解しやすく、また優先的に学習できるようにしています。

四法これポン

第11章 拒絶査定不服審判

第1節 拒絶査定不服審判

特121条(拒絶査定不服審判)
1 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の日から3月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
2 拒絶査定不服審判を請求する旨の意見は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
3 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
4 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
5 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
6 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
7 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
8 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
9 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。
10 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その提出の日から3月以内に前項に規定する期間内にその請求をすることができる。

これポン1 請求期間は法定請求の満了の日から3月
これポン2 3月経過後の請求 不審事由による手続 4 条延長
これポン3 一部の請求理由に拒絶理由があっても、特許出願全体が拒絶決定となる

これポン4 期間経過後に期間を延長はできない(手続はできる場合あり)

第9節 利用・抵触

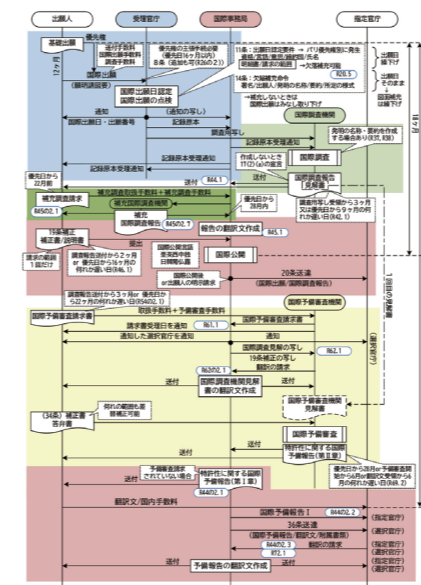
規定イメージ



条文

特72条(他人の特許発明等との関係)
特許権者、専ら実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許権者がその特許出願の日前の出願に係る他人の意匠若しくは商標と抵触するときは、業としてその特許発明の実施をすることができない。
実17条(他人の登録実用新案等との関係)
実用新案権者、専ら実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその実用新案権者がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の意匠若しくは商標と抵触するときは、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。
意26条(他人の登録意匠等との関係)
1 意匠権者、専ら実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権者がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許発明、実用新案若しくは商標若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作物と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。
2 意匠権者、専ら実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許発明、実用新案若しくは商標若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作物と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

下三法テキスト



条文サブリ

特許法 第3章 審査

特48条(審査官の除斥)
審査官に除斥・忌避の規定あり? 除斥の規定はある。忌避の規定はない。
審査官の準置はできる? できない。
審査官の除斥の規定は全て準用? 前審審問である139条6号、7号は準用。
特48条の2(特許出願の審査)
編成で審査を開始することある? ない。
特48条の3(出願審査の請求)
優先権を付している場合は、先の出願から3年以内に審査請求をしなければならない? 出願日は遡及していないので先の出願日から3年以内。
審査請求は利害関係人のみ行うことができる? 何人も請求することができる。
審査請求は取り下げることができる場合がある? ない。
特48条の4(審査官の選任)
審査官の選任は、発行者の推薦による? 発行者の推薦による。
特48条の5(両前)
審査請求があったときは、特許庁長官はどのようにする? その旨を特許公報に掲載する。

「条文サブリ」は一問一答形式で条文の知識を確認できる便利教材!

講師による講座テキストまるわかり動画公開中!

